

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第29号

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
(用語の意義) <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5)</u> (略)  (6)～(12) (略)	(用語の意義) <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(4)の2</u> (略) <u>(5) 室長等 組織規則第6条の5に規定する医務薬事課魚沼基幹病院設立準備室の長及び医務薬事課以外の課に置く課長補佐をいう。</u> (6)～(12) (略)
(予算の執行等に関する権限) <b>第6条</b> 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ副知事、部局長、課長又は <u>課長補佐</u> に専決させる。 2 (略)	(予算の執行等に関する権限) <b>第6条</b> 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ副知事、部局長、課長又は <u>室長等</u> に専決させる。 2 (略)
<b>第27条</b> 基幹病院整備室長は、次に掲げる帳簿を設備し、記帳整理をしなければならない。 (1)～(6) (略)	<b>第27条</b> <u>医務薬事課長</u> は、次に掲げる帳簿を設備し、記帳整理をしなければならない。 (1)～(6) (略)
(資金前渡) <b>第73条</b> (略) 2 資金前渡職員は、 <u>基幹病院整備室長</u> とする。	(資金前渡) <b>第73条</b> (略) 2 資金前渡職員は、 <u>医務薬事課長</u> とする。
(物品の取得、管理及び処分) <b>第110条</b> (略) 2 物品管理職員は、福祉保健課長及び <u>基幹病院整備室長</u> とする。	(物品の取得、管理及び処分) <b>第110条</b> (略) 2 物品管理職員は、福祉保健課長及び <u>医務薬事課長</u> とする。
(固定資産の管理) <b>第127条</b> (略) 2 固定資産管理職員は、 <u>基幹病院整備室長</u> とする。	(固定資産の管理) <b>第127条</b> (略) 2 固定資産管理職員は、 <u>医務薬事課長</u> とする。

(固定資産取扱員の設置及び任命)

第128条 固定資産管理職員の事務を補助させるため、固定資産取扱員を基幹病院整備室に置く。

別表第1 (第6条関係)

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決区分

費目	専決区分	副知事	部局長	課長	課長補佐
(収益的支出) (略) 経費	(略) 委託料	(略)	(略)	(略)	(略)
	交付金	3,000 万円 以上 5,000 万円 未満	1,000 万円 以上 3,000 万円 未満	1,000 万円 未満	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 収支命令等決裁区分

事項	決裁者
課長補佐に専決させる支出負担行為に係る支出命令並びにこれに併せて行う調定及び事業外現金等の受払通知	課長補佐
(略)	

注 (略)

別表第2 (第24条関係)

魚沼基幹病院事業会計勘定科目

(略)

費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	(略) 経費	(略)	(略)
			(略) 委託料	(略)
			交付金	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

(固定資産取扱員の設置及び任命)

第128条 固定資産管理職員の事務を補助させるため、固定資産取扱員を医務薬事課に置く。

別表第1 (第6条関係)

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決区分

費目	専決区分	副知事	部局長	課長	室長等
(収益的支出) (略) 経費	(略) 委託料	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 収支命令等決裁区分

事項	決裁者
室長等に専決させる支出負担行為に係る支出命令並びにこれに併せて行う調定及び事業外現金等の受払通知	室長等
(略)	

注 (略)

別表第2 (第24条関係)

魚沼基幹病院事業会計勘定科目

(略)

費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	(略) 経費	(略)	(略)
			(略) 委託料	(略)
			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。